

令和2年5月29日

第36回総会議事録

長岡市農業委員会

第 36 回総会議事録

- 1 日 時 令和 2 年 5 月 29 日（金曜日） 午後 2 時 00 分
- 2 場 所 アオーレ長岡 4 階 大会議室
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項
 - 日程第 1 議事録署名委員の選任について
 - 日程第 2 議案第 7 号 農地法第 3 条の許可申請について
議案第 8 号 農地法第 4 条の許可申請について
議案第 9 号 農地法第 5 条の許可申請について
議案第 10 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 11 号 農用地利用配分計画案の決定について
 - 日程第 3 報告第 2 号 農地法の届出通知等について
- 4 出席委員 (16 名) 別紙のとおり
- 5 欠席委員 (8 名) 別紙のとおり
- 6 職務のため出席した事務局職員
 - 事務局長 樺沢 仁、次長 井上 靖司、振興農政係長 小川 一博、
農地係長 今坂 康雄、主査 早川 仁、主事 涌井 唯奈、主事 原 成実

開 会（午後 2 時 00 分）

樺沢事務局長 これより農業委員会の総会を開催いたします。
長岡市農業委員会会議規則第 4 条の規定によりまして、高橋会長から議長を務めていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長 (あいさつ)
これより第 36 回総会を開催いたします。
今月も、新型コロナウイルスの緊急対策として、委員の数を制限して開催しております。
出席予定の委員からの欠席届の提出はございません。長岡市農業委員会会議規則第 6 条の規定による定足数を満たしており、会議は成立していることを報告申し上げます。

- 日程第 1 議事録署名委員の選任について
- 議長 日程第 1、議事録署名委員の選任でございます。本日は、議席番号 7

番、青柳委員、8番、五十嵐委員を指名いたします。

日程第 2 議案第 7 号 農地法第 3 条の許可申請について

議長 日程第 2、これより審議に入ります。議案第 7 号 農地法第 3 条の許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

今坂係長 ご説明申し上げます。

議案書 3 ページをご覧ください。

今月の 3 条許可申請は 4 件でございます。

全て売買による所有権移転であります。

担当委員による現地調査結果は、いずれも問題なしということであり
ます。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たして
おります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第 7 号 農地法第 3 条の許可申請について、許可することに異議
ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたし
ます。

議案第 8 号 農地法第 4 条の許可申請について

議長 議案第 8 号 農地法第 4 条の許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

今坂係長 議案書 5 ページをご覧ください。

今月の 4 条許可申請は、三島地域 1 件、栃尾地域 1 件、計 2 件でござ
います。

なお、申請のありました 4 条、5 条許可申請につきましては、本庁、
支所において 5 月 22 日までに現地確認を実施しております。

1番、七日市の田について、農作業所建築敷地として利用するものがあります。工期は、令和2年6月1日から令和2年8月31日までの計画であります。申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものでありますが、転用目的が農業用施設であるため、例外的に許可できるものであります。

2番、北荷頃の畑について、住宅建築敷地として利用するものであります。議案資料17ページに経過説明を掲載しております。申請地は北荷頃集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、他の場所での代替性がなく、許可できるものであります。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第8号 農地法第4条の許可申請について、許可することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第9号 農地法第5条の許可申請について

議長 議案第9号 農地法第5条の許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

今坂係長 議案書7ページをご覧ください。

今月の5条許可申請は、長岡地域1件、三島地域1件、寺泊地域3件、枋尾地域1件、計6件でございます。

1番、寺泊円上寺の田について、住宅建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、令和2年7月1日から

令和2年12月17日までの計画であります。申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、隣接する本家と相互扶助する必要性から他の場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

2番、上富岡2丁目の畑について、通路及び庭敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。議案資料18ページに経過説明を掲載しております。申請地は上富岡2丁目集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、他の場所での代替性がなく、許可できるものであります。

3番、寺泊本弁の田について、貸工場建築敷地として利用するために贈与による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和2年10月31日までの計画です。申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、譲受人が経営者である会社への貸工場敷地であり、現在借りている工場敷地を返却しなければならなくなったことに伴い、既存事務所敷地の隣接地に移転するものであることから、他の場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

4番、寺泊本弁の田について、住宅建築敷地として利用するために贈与による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和2年10月31日までの計画です。申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、近接する本家と相互扶助する必要性から他の場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものです。

5番、鳥越の畑について、駐車場敷地として利用するために賃借権の設定をするものです。工期は、令和2年6月1日から令和2年7月31日までの計画であります。申請地は土地区画整理事業の施行された区域内にあり、第3種農地に該当するため、原則許可できるものであります。

6番、枳尾原町5丁目の田について、住宅建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。工期は、許可日から令和2年11月30日までの計画です。申請地は準工業地域として都市計画法による用途

地域が定められているため、第3種農地に該当し、原則許可できるものであります。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんの聲が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第9号 農地法第5条の許可申請について、許可することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの聲が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第10号 農用地利用集積計画の決定について

議長 議案第10号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

なお、農用地利用集積計画の所有権の移転2番は安達隆幸委員の関係する案件でございます。その1件を除いて事務局の説明を求めます。

小川係長 ご説明申し上げます。

議案書の11ページから13ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法に基づく所有権の移転で、このたびは19件の申出がありました。1番及び3番から19番の18件については、いずれも譲渡人からの農地売却依頼に基づき、それぞれの地区担当委員の方から地域の認定農業者に声をかけていただき、成立した売買です。

次に、利用権の設定、移転の説明に当たっては、皆様のお手元に利用権設定及び中間管理権の設定地域別一覧表のA3、1枚を配付させていただきましたので、併せてご確認ください。

議案書の15ページから18ページをご覧ください。相対による利用権の設定が21件と移転が3件で、このたびは合計24件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が16件、賃借権移転が3件、使用貸借権設定が

5件となっています。

続きまして、農地中間管理事業分についてご説明申し上げます。中間管理事業実施手続のため、新潟県農林公社が集積一括方式により中間管理権を設定し、転貸するものです。

初めに、公社借入れ分については議案書の21ページから176ページをご覧ください。このたびは、1,088件の申出がありました。内容については全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が1,013件、使用貸借権設定が75件となっています。

次に、公社貸付け分については議案書の178ページから266ページをご覧ください。今ほど説明しました公社借受け分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するものです。このたびは、617件の申出がありました。内容については全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が560件、使用貸借権設定が57件となっています。

以上1,747件の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第10号 農用地利用集積計画の決定について、所有権の移転2番を除き、原案のとおり決定することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

続きまして、所有権移転の2番について審議いたします。

この件は安達隆幸委員の関係する案件でございますので、委員の議事参与はできませんので、安達委員の退席を求めます。

(安達委員退席)

議長

それでは、農用地利用集積計画の所有権移転、2番について事務局の説明を求めます。

小川係長

ご説明申し上げます。

議案書の11ページ、2番をご覧ください。安達農業委員が譲受人となる農業経営基盤強化促進法に基づく所有権の移転案件です。譲渡人からの農地売却依頼に基づき、地区担当の八木野推進委員から地域の認定農業者に声をかけ、調整していただき、成立した売買です。

当該案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長

ありませんの聲が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第10号 農用地利用集積計画の決定について、所有権の移転2番を原案のとおり決定することに異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしの聲が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

安達委員の着席を求めます。

（安達委員着席）

議長

安達委員にお伝えします。

所有権の移転2番について、原案のとおり決定いたしました。

議案第11号

農用地利用配分計画案の決定について

議長

議案第11号 農用地利用配分計画案の決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

小川係長

ご説明申し上げます。

議案書の270ページから272ページをご覧ください。新潟県農林公社から受け手農家への農用地利用配分計画案のうち、一部新たな受け手への変更があったため、使用貸借権及び賃借権の移転をするものです。このたびは13件の申出があり、全て賃借権の移転となっております。これらの案件につきましては、以前開催されました総会または農地部会においてそれぞれ審議、決定をしていただいたものです。

これら農用地利用配分計画案は、新潟県農林公社で農用地利用配分計

画として決定をし、新潟県の認可と県公告の手續後、新たな受け手に貸し付けることとなります。

当該案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の各要件を全て満たしている内容であるため、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんの聲が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第11号 農用地利用配分計画案の決定について、原案のとおり決定することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの聲が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

日程第 3 報告第2号 農地法の届出通知等について

議長 日程第3、報告第2号 農地法の届出通知等についてを議題とします。事務局の報告を求めます。

今坂係長 農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

4条の届出について2件を274ページに、5条の届出について15件を275ページから277ページに、農地法の適用を受けない事実確認4件を278ページに、18条合意解約について6件を279ページに、利用権解約について16件を280ページから282ページに、中間管理権の解約について1件を283ページにそれぞれ掲載してありますので、ご確認ください。

以上であります。

議長 報告事項でございます。

以上で提案した案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第36回総会を閉会といたします。

閉 会 (午後2時18分)

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

会 長 _____

農業委員 _____

農業委員 _____

別紙 出席状況（総会議席表）

（令和2年5月29日現在）

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名																		
1	出	高橋信昭	13	出	猪俣敏朗																		
2	出	土田米藏	14	出	成澤善博																		
3	出	安達隆幸	15	出	高綱道夫																		
4	出	本田栄一	16	出	中村正行																		
5	出	粉川一夫	17	欠	岩本一男																		
6	出	諸橋昇一	18	欠	菅沼正美																		
7	出	青柳進	19	欠	田中藤雄																		
8	出	五十嵐文枝	20	欠	櫻井正広																		
9	出	松永利治	21	欠	片岡力夫																		
10	出	武石省策	22	欠	池田朝二																		
11	出	土田正人	23	欠	川上憲一																		
12	出	稲波忠昭	24	欠	諏佐英作																		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">出席委員</td> <td style="width: 5%;">人</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">16</td> <td style="width: 5%;">人</td> <td style="width: 15%;">議事録署名委員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>欠席委員</td> <td>人</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td>人</td> <td>青柳進</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">24</td> <td>人</td> <td>五十嵐文枝</td> <td>委員</td> </tr> </table>						出席委員	人	16	人	議事録署名委員		欠席委員	人	8	人	青柳進	委員	計		24	人	五十嵐文枝	委員
出席委員	人	16	人	議事録署名委員																			
欠席委員	人	8	人	青柳進	委員																		
計		24	人	五十嵐文枝	委員																		